

## 千葉市におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録に係る取扱指針

### (趣旨)

第1 この取扱指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法律」という。）第7条第1項に規定する登録の基準及び国土交通省令・厚生労働省令で定める登録基準に関して取扱指針を定めることにより、登録に係る手続きの円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第2 法律等における用語の扱いは次のとおりとする。

(1) 台所 一般的な炊事を行うことが可能な設備で、調理台その他これに類するもの、シンク及び備え付けのコンロを有するものとする。

(2) 収納設備 押入れ、クローゼット等建物と一体となったものを標準とする。

(3) 浴室 浴槽及び洗い場を有するものとする。

### (登録の基準等 床面積)

第3 国土交通省令・厚生労働省令第8条に規定する「その他の居住の用に供する部分」とは、浴室、脱衣室、洗濯室又は便所等本来住戸内にあるべき部分で共用部分に設置されている部分というものとする。

### (登録の基準等 構造及び設備)

第4 国土交通省令・厚生労働省令第9条によりサービス付き高齢者向け住宅の登録に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律実施要綱第7条に規定にする「入居者の通常利用の利便性を阻害しないものである場合」とは、それぞれの構造及び設備ごとに第5から第7の規定によるものとする。

### (台所)

第5 共用部分に備える台所については、次のとおりとする。

(1) 台所に設置する調理設備は、調理台（幅60cm以上のものに限る）、シンク及び備え付けのコンロ（2口以上）を備えることにより1組とする。

(2) 台所を備えていない住戸がある階ごとに共用部分に台所を設置し、その住戸の戸数が8戸ごとに1組以上の調理設備を備えていること。ただし、食事の提供サービスを実施する場合にあっては、16戸ごとに1組以上とすることができる。

(3) 利用状況等により、必要に応じて調理設備の増設を行うよう努めること。

(4) 専ら入居者が使用するものであること。

### (収納設備)

第6 共用部分に備える収納設備については、寝具、衣類等が収納できる概ね2㎡以上の適切な大きさが確保されており、入居者が利用するに当たり、適切な配慮（施錠や同一階に戸数分等）がなされていること。

### (浴室)

第7 共用部分に備える浴室については、次のとおりとする。

(1) 浴室は、浴槽及び洗い場を設け、高齢者が入浴するのに適した構造、設備（滑りにくい床、手すり等）を有するものとする。

(2) 浴室は、原則として、浴室を備えていない住戸のある階ごとに備えるものとする。ただし、

入居者が利用するに当たり、位置及び住戸との距離などの動線に配慮されている場合は、この限りでない。

- (3) 浴室を備えていない住戸の入居定員数が概ね10人ごとに、1以上の個別浴室(2㎡以上)を備えること。
- (4) 同時に複数人が利用できる共同浴室(以下「共同浴室」という。)を設ける場合は、5㎡以上とし、共同浴室の定員(約1.5㎡/人)に10を乗じて得た数が、概ね浴室を備えていない住戸の入居定員数を超えるようにすること。
- (5) 登録事業者は、共用の浴室を設ける場合、入浴の順番等について入居者の要望に合わせた調整を行うとともに浴室を男女別に分けるなど入居者のプライバシーに配慮しなければならない。また、湯の入替えや浴室の清掃等を行い、常に衛生的な状態を保ち感染症の発生の防止に努めなければならない。
- (6) 個別浴室及び共同浴室とは別に、入居者の要介護状態が重度化したときに備え機械浴室等を設置することが望ましい。
- (7) 住戸にシャワールームを備えている場合は、その3戸について1戸の住戸に浴室を備えているものとみなすことができる。

(特例措置)

第8 既存建物の改良若しくは平成23年10月20日の施行前に国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業に応募した建物等で、この指針に適合させることが難しい場合又は他の手段により指針と同等な居住環境が図られるよう配慮する場合は、この限りでない。

附 則

この取扱指針は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この取扱指針は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この取扱指針は、平成31年4月1日から施行する。